

第17号  
2006.4.20

# れんめい

発行 日本歯科技工士連盟  
東京都新宿区市谷左内町21-5  
日本歯科技工士会館内  
発行人 奥村厚史  
編集 日本歯科技工士連盟  
発行日 平成18年4月20日(火)



▲第2回評議員会

## 執行部提案全議案承認!!

### 次期参院選に向けた取り組みを協議

#### 平成十七年度第二回評議員会

日本歯科技工士連盟(会長 中西茂昭)は、去る三月十八日(土)に東京・市谷の日本歯科技工士会館において平成十七年度第二回評議員会を開催した。中西会長は挨拶の中で、医療制度改革の中で社会に我々の立場を訴え、歯科技工経済の確立を図ることも一考の価値があるとの考えを示した。また、日技懸案事項解決のため、医療福祉専門職団体との連携も深めていくことに理解を求めた。執行部より提出された第一号議案・平成十八年度活動方針の承認を求め、第二号議案・平成十八年度予算の承認を求め、第三号議案の日本歯科技工士連盟規約一部改正の件は全て賛成多数で承認され、次期参議院議員選挙対策も協議された。

日本歯科技工士連盟は平(土)、東京・市谷にある日本歯科技工士会館において、去る三月十八日(土)に東京・市谷の日本歯科技工士会館において、平成十七年度第二回評議員会を開催した。

先ず、廣門俊信評議員会副議長(福岡)より氏名点呼が行われ、定足数を満たす評議員五十八名の出席が確認された。これを受け、高橋俊秋評議員会議長(茨城)が平成十七年度第二回評議員会の開会を議場に宣言した。

次いで議長は議事録署名人の選出方法を議場に諮った結果、議長一任となり、頂 茂喜評議員(東京)、吉村広和評議員(島根)が指名され、両評議員がこれを受諾した後、会長挨拶に移った(内容別掲)。

引き続き議案の審議に入る旨を議長が宣し、関連のある第一号議案・平成十八年度活動方針の承認を求め、第二号議案・平成十八年度予算承認を求め、第三号議案の日本歯科技工士連盟規約一部改正の件は全て賛成多数で承認され、次期参議院議員選挙対策も協議された。

第一号議案は保田副会長から平成十八年度の活動方針に掲げた八項目に関し、その活動への取り組みの方向性等について詳細な説明が行われた。第二号議案は、国府田副理事長より連盟会計収支予算書に基づき説明が行われ、各都道府県連盟の活動に伴う交付金についての説明とともに、会費の減少のため効率的且つ効果的活動への協力要請が行われた。

続いて議長は財務委員会報告を財務委員会委員長に求めた。杉岡範明財務委員会委員長(北海道)から、日技連盟規約第三十七条第一項に基づき、平成十八年二月三日に開催した財務委員会の報告があった。また、評議員各位が崇高な精神を持ち、会員が評議員に付託している懸案が早期に解決するよう、建設的議論を行っていただきたい旨の要望があった。

その後、議長は質疑応答に入る旨を関連注意事項とともに議場に告げ、質疑応答を受け付けた。活発な質疑応答が行なわれた後、第一号議案・第二号議案とも評議員賛成多数により可決承認された。

議長はここで、第三号議案・日本歯科技工士連盟規約一部改正の件の上程を執行部に求めた。議長は、「昨今の非常に厳しい組織状況を打開し、未来を創造する、より強固な組織を形成するため、内容の見直しを図り、第一次組織機構改革検討委員会の中間報告を受け、日本歯科技工士連盟規約の一部改正を提案申し上げます」と提案趣旨の説明を行った。

この提案を受け、活発な質疑応答が行われた後、第三号議案は採決に入り、賛成多数で可決承認された。(議案関係質疑応答要旨別掲)

## 中西会長挨拶要旨



平成十七年度第二回評議員会開催にあたり、一語ご挨拶を申し上げます。現在、日技連盟の最大の目標として、次期参議院議員通常選挙に向けて公認を得るための作業を進めておられます。今、推薦状を集める作業を展開しておりますが、これは機関を通じて手際よく進めてまいります。順を踏んで粛々と進めてまいり、いつか過程の一つでございます。

本日に我々が、自分たちの懸案を自分たちが解決するんだという気になって戦いを挑み、この次こそ我々の悲願を達成しようという全会一致の気持ちで、明日は再確認する機会であると申しております。いろいろな意見もあろうかと存じますが、機関決定を受けて明があり、党勢拡大への協力要請が行われた。議長はここで協議事項について意見および質問を受け付けた。評議員からは、党勢拡大は自民党のみと考えてよいのか、友好団体・協力団体には日技連盟から働きかけるのか等の質問があり、執行部からは党勢拡大は自民党に限定したものである旨、協力団体には日技連盟より既に中央本部に対して働きかけを行っている旨の回答が行われた。

また、協議事項のその他の項目において、歯科技工士掲示板作成までの経緯と活用方法に関する質問が提出され、活用がかなわない場合は本部において回収に応じる旨の説明が野島副理事長より行われた。

議長はここで報告事項に入る旨を議場に宣し、時局・渉外報告他の報告を執行部に求めた。執行部からは、会長挨拶、議案提案および質疑応答の中で終了している旨が議長に告げられ、議長はこれを了承し、報告事項を割愛して正午少し前、本評議員会の閉会が宣せられた。

それぞれ役割を果たすという状況の中にあるので、本日のこの会議はそういう意味での前向きな会議となります。二十一世紀の医療と福祉を支える会」につきましても、後ほどご質問があらうかと存じます。日本放射線技師会も先週、政治団体を立ち上げました。我々の倍以上の会員を持つ組織が本気になって支援を打ち出しておりますので、我々の仲間として大きな期待を寄せたいと存じます。近く厚生労働大臣を訪ねさせていただきます。問答させていただきます。この連盟の皆様方のお力添えが実現することです。行政のトップは大臣ですので、大臣に率直に我々の思いを伝え、改善につなげてまいりたいと存じます。本日の評議員会が後ろ向きな議論とならず、是非とも前向きな、明日に向かっての議論をする場となります。いろいろお聞きをさせていただきます。

平成十七年度 第二回連盟評議員会

質疑応答 要旨

**問** 歯科技工録のフォームを作成する上で何が必須項目であるのか明確にしたい。

**答** 品質管理指針の中にありますように歯科技工録の必須項目は決まっています。「日本歯技」を通じて皆様にもお知らせしているのをご参照していただきたい。

**問** 歯科技工録の必須記載

**答** 事項の中に、歯科技工所開設に関する保健所の授受番号を入れる考えはないか。

**答** 通知されて二年後くらいにの時期に、全体の進捗状況を検証しようとする国と合意しているの、現在の必須項目に追加することは何かという点についてはご意見も伺いながら前向きに検討する価値がある。

**問** 代議員会、評議員会の開催が平日になると、それに対応できる大規模ラボの経営者しか出席できなくなってしまうのではないかと。

**答** 効率的開催を含め検討させていただきます。

**問** 歯科界は対外的にイメージが悪くなっている。社団と連盟は峻別し、会長はともかく他の役員は兼任しないほうが良いのではないかと。

**答** 役員人事に関しては次の改選期まで少し日にちがあり、規約改正も必要とな

るので、皆さんのご意見を集約しながら、十分検討して行きたい。

**問** 第七回総務会報告書の監事所見に、社団と連盟の入会申請書に関して早急に分離を検討するようにと出ているが、入退会の選択の自由について、日技連盟の明確な見解をお聞かせ願いたい。

**答** 入退会の選択の自由については容認しなければいけないと思う。ただ、これが前面に出ると別な問題も生じてくるので、随所で適切な判断をお願いしたいと考えている。

**問** 歯科技工所の構造設備に、建築基準法に抵触しないような歯科技工所の開設に関する渉外活動も行っていただきたい。

**答** 質問の主旨は建築基準法の用途地域の問題について言われているのだと思うが、資料の中に各都府の歯科技工所、歯科技工士に関する取り扱いは一覧が入っている。そのなかには国土交通省ではこういう見方をしているよというのも入っている。

る。まずは通知にしたがって歯科技工所が遵守しなければならぬことを実践していくことが大前提。十平方メートル以上になると建築確認申請が必要なので、今の一覧表を確認していただく。

**問** 他医療技術者団体とも協力して政治活動を進めるとの話があったが、大変良いことだと思ふ。各都道府県にどこに団体の事務所があるのか教えていただきたい。

**答** 「二十一世紀の医療と福祉を支える会」についての質問だが、設立経緯、活動内容等は機関紙で報告したとおりである。今月に理事会があるので、他団体の事務所を教えてください。

**問** うまく真意が伝わらなかった。誤解が生じたかもしれないが、あの時点で申し上げたのは、公認が得られなければ断念するしかないということ。いろいろな課題があるが、それを乗り越え公認されるよう努力したい。

**問** 連盟は事前の質問要望

事項は受け付けないということであるのだから、執行部はしっかりと決めたほうが良い。

**問** 従前から受け付けていないのだが、いくつかの県から来ているので、せっかくだから総務会で検討し、評議員会の中で回答しようとなった。この問題については次の財務委員会で行うかを明確にしたい。

**問** 県技の連盟会費が未納のため、評議員の氏名が空欄になっている。もう少し柔軟性を持って対応しては行かないか。

**答** おっしゃるとおり、柔軟な姿勢で対応して行きたい。空欄県については少し誤解があるようで、こちらが空欄にしたわけではない。評議員の氏名は空欄にして欲しいと向こうから言ってきた。非常に残念で、早く復帰していただきたいと思っている。

**問** 会員からトップダウンだとされている。次の評議員会までに会員の意識調査を実施してはどうか。組織から国会議員を出す意味を周知しなければ前に進まない。

**答** 準備さえしていただければ、執行部が行って十分理解していただけるようにしたいと思う。そのような場を是非設けて欲しい。

**問** 政治活動資金がない場合、日技連盟から交付金はいただけるか。

**答** 可能な限り対応していきたい。

**問** 歯科技工士国家試験統一試験実現に向けての渉外活動といえ、日本歯科医師会との話し合いが必要となるだろうが、どうなっているのか。

**答** 日本歯科医師会も新執行部ができる。その後、できるだけ早い時期に話し合いの機会を持ちたいと思っ

ている。

**問** 一枚岩にならないれば選挙に勝てない。執行部はしっかりと全体の意見を聞いて、どうしたら中西を当選させることができるのか考えていただきたい。

**答** 本当に一枚岩にならないければ勝てない。前回は手を抜いたわけではない。必至にやっつてあの票である。それを倍にしなければいけない。やり方に不慣れな点もあり、改めるところも沢山ある。是非一丸となり懸案を解決するために臨んで行きたい。

**問** 連盟規約の二号会員とは、歯科技工士も含めるのか。

**答** 歯科技工士は従前の会費、一号会員としていた。資格のない人間とお考えはいただけない。

**問** 現在、地方で政治団体を設立しているが、規約改正で連盟支部となると、我々都道府県の政治団体の位置づけはどのようなものか。

**答** 従前の考えとまったく一緒である。党本部と都道府県連は本部・支部の関係である。都道府県の政治団体の集合体が日技連盟である。

**問** 今後、会費請求は都道府県歯科技工士連盟宛に来ることになるのか。

**答** 第二次組織機構改革検討委員会での整理を行っているところである。いま少し時間がかかるのではないかと。

**問** 二号会員の会費のみで連盟活動を行うという誤解が生じているのではないかと。

**答** 都道府県技連盟の会費と併せて活動するということが基本である。それとは別に、日技連盟本部から交付金があると考えていただきたい。

和而不同

●一つの人間集団が組織といえるには、何らかの分野について特定の目的を達成しようという共通の目的が必要である。また、組織を成す構成要件としては、共通の情報環境、決定と役割、一定の規範、共通の目的と共通の意思、そして組織を構成する構成員が挙げられる。●組織には大きく分けて共同体と機能体がある。この二つは構造も機能も目的も違う。したがって、組織の管理運営に当たってはこの区別を明確に意識する必要がある。共同体とは、人の世の摂理によって自然発生的な繋がりが生まれ、構成員の満足追求を目的とした組織であり、排他性を持ち機能は軽視される。一方、機能体は、外的な目的を達成することを目的とした組織で、目的達成能力の充実に非常に重要となる。●理想の機能体とは、組織を作った目的を達成できる組織であり、目的達成の効率が重要である。そのためには構成員が各々の役割を効率的にこなす事が重要であり、情報と命令ルートを明確にすることである。●日本歯科技工士連盟は、歯科技工料の制度化、教育の高度化、法改正等を達成することを目的とし、昭和三十四年に結成された機能体である。そしてその目的を達成のため、第二十一回参議院議員通常選挙に組織内候補を擁立することを評議員会において決定し、政党の公認を得るべく必死に活動を展開している。組織構成員は、この組織決定を重く受け止めて、小異を捨てて構成員全体の利益のため、成さなければならぬ役割を効率的にこなしていただきたい。

平成18年度 一般会計収支予算書

(自：平成18年4月1日 至：平成19年3月31日)

収入の部				
政治資金収支報告書による収入科目	科目	平成18年度予算額	平成17年度予算額	差異
1. 個人の負担する会費又は会費	会費	56,160,000	59,280,000	△ 3,120,000
2. 寄附				
(1) 個人からの寄附				
(2) 法人その他の団体からの寄附				
(3) 政治団体からの寄附				
3. 機関紙の発行その他の事業による収入				
4. 借入金				
5. その他の収入	雑収入	50,000	50,000	0
6. 前年度繰越金		24,000,000	29,000,000	△ 5,000,000
合計		80,210,000	88,330,000	△ 8,120,000

支出の部				
政治資金収支報告書による支出科目	科目	平成18年度予算額	平成17年度予算額	差異
1. 経常経費	(1) 人件費	100,000	100,000	0
	(2) 光熱水費	60,000	50,000	10,000
	(3) 備品・消耗品費	120,000	150,000	△ 30,000
	(4) 事務所費	9,200,000	8,800,000	400,000
	賃借料	900,000	1,000,000	△ 100,000
小計		10,380,000	10,100,000	280,000

支出の部					
政治資金収支報告書による支出科目	科目	平成18年度予算額	平成17年度予算額	差異	備考
2. 政治活動費	(1) 組織活動費	800,000	1,100,000	△ 300,000	都内出張費、交通費
	役員出張費	2,700,000	3,200,000	△ 500,000	地方出張費
	印刷費	1,000,000	1,300,000	△ 300,000	文書封筒等印刷費
	会議費	11,700,000	10,900,000	800,000	評議員会、総務会等
	交際費	1,500,000	1,600,000	△ 100,000	中元、歳暮品代等
	渉外費	2,200,000	2,600,000	△ 400,000	対外渉外費
小計		19,900,000	20,700,000	△ 800,000	
(2) 選挙関係費	交通費	50,000	100,000	△ 50,000	
	役員出張費	150,000	300,000	△ 150,000	
	印刷費	150,000	200,000	△ 50,000	
	会議費	100,000	100,000	0	
	通信費	50,000	100,000	△ 50,000	
	陣中見舞	200,000	200,000	0	
小計		700,000	1,000,000	△ 300,000	
(3) 機関紙の発行その他の事業費					
ア. 機関紙の発行事業費	広報費	3,800,000	3,200,000	600,000	機関紙「れんめい」等
イ. 宣伝事業費					
ウ. その他の事業費					
(4) 調査研究費	調査費	500,000	600,000	△ 100,000	資料・書籍購入費等
(5) 寄附・交付金	寄附金	9,500,000	10,500,000	△ 1,000,000	寄附・会費等
	交付金	5,200,000	5,000,000	200,000	地元活動費等
(6) その他の経費	時局対策積立金	15,000,000	20,000,000	△ 5,000,000	時局対策積立
	雑費	200,000	300,000	△ 100,000	諸雑費
	予備費	15,030,000	16,930,000	△ 1,900,000	
小計		49,230,000	56,530,000	△ 7,300,000	
合計	小計	80,210,000	88,330,000	△ 8,120,000	

平成18年度活動方針

1. 社会保険歯科診療に係る歯科技工の施策是正を求めめるための渉外活動を行なう。
2. 歯科技工士国家試験統一試験実現に向けての渉外活動を行なう。
3. 歯科技工所の構造設備等に関する基準と指針を示した厚生労働省通知の法令化に向けた渉外活動を行なう。
4. 諸懸案解決に向けた推薦議員への働きかけと支援活動を行なう。
5. 医療技術者による政治団体と協調し、国民の医療福祉の向上発展を図るための渉外活動を推進する。
6. 当連盟と協力関係にある組織団体とともに歯科技工士国会議員実現のための政治活動を推進する。
7. 会員の意識調査を行なう。
8. 会員への教宣活動のため機関紙「れんめい」を発行する。

▲平成十八年度活動方針

**問** 準備さえしていただければ、執行部が行って十分理解していただけるようにしたいと思う。そのような場を是非設けて欲しい。

**答** 政治活動資金がない場合、日技連盟から交付金はいただけるか。

**答** 可能な限り対応していきたい。

**問** 歯科技工士国家試験統一試験実現に向けての渉外活動といえ、日本歯科医師会との話し合いが必要となるだろうが、どうなっているのか。

**答** 日本歯科医師会も新執行部ができる。その後、できるだけ早い時期に話し合いの機会を持ちたいと思っ

ている。

**問** 一枚岩にならないれば選挙に勝てない。執行部はしっかりと全体の意見を聞いて、どうしたら中西を当選させることができるのか考えていただきたい。

**答** 本当に一枚岩にならないければ勝てない。前回は手を抜いたわけではない。必至にやっつてあの票である。それを倍にしなければいけない。やり方に不慣れな点もあり、改めるところも沢山ある。是非一丸となり懸案を解決するために臨んで行きたい。

**問** 連盟規約の二号会員とは、歯科技工士も含めるのか。

**答** 歯科技工士は従前の会費、一号会員としていた。資格のない人間とお考えはいただけない。

**問** 現在、地方で政治団体を設立しているが、規約改正で連盟支部となると、我々都道府県の政治団体の位置づけはどのようなものか。

**答** 従前の考えとまったく一緒である。党本部と都道府県連は本部・支部の関係である。都道府県の政治団体の集合体が日技連盟である。

**問** 今後、会費請求は都道府県歯科技工士連盟宛に来ることになるのか。

**答** 第二次組織機構改革検討委員会での整理を行っているところである。いま少し時間がかかるのではないかと。

**問** 二号会員の会費のみで連盟活動を行うという誤解が生じているのではないかと。

**答** 都道府県技連盟の会費と併せて活動するということが基本である。それとは別に、日技連盟本部から交付金があると考えていただきたい。